平成27年6月吉日

お客様各位

(横浜)045-682-5315

(大阪)06-6260-1031

（名古屋）052-221-7221

**Importer Security Filing (10 + 2)**

**厳格運用開始について**

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、米国税関国境警備局(CBP) は、2015年5月14日付けにて、2010年より導入されておりますImporter Security Filing(ISF, 10+2 ルール)の厳格運用開始を発表しました。

これまでは、基準外となるまれなケースに限り罰金が課されていましたが、この度の発表により、より厳しい基準での運用となります。ISF (10+2ルール)を順守しない輸入者または輸送業者は、1件あたり

US$5,000 の罰金が課されるほか、データ不備による船積み不可などの罰則についても強化される可能性があり、混載コンテナにつきましては、1件のデータ不備により、その他のお客様の貨物の船積みも出来なくなる可能性がございます。

AMS CO-LOADER様におかれましては、実輸入者様が船積み24時間前までに必ず正確な貨物情報を申告されているか、申告された情報がAMS情報とMATCHしていることを示すコード3Z が表示されているかを、AMSシステム上にて、AMS MATCHING(HBL / MBL AMS MATCH FOUND)のチェックと同時にご確認いただけますようお願い申し上げます。

データ提出は、輸入者様もしくはその代理人様によるものですが、提出項目の中には積み出し側の

情報も含まれ、輸出者様からのスムーズな情報提供が必要になりますので、改めて、輸入者様側とご確認いただき、今後ともISFの遵守をお願い申し上げます。

敬具